

世界文化遺産の登録までの手続等

世界遺産への推薦候補を記載した「世界遺産暫定一覧表」を世界遺産委員会に提出



推薦準備作業（顕著な普遍的価値の証明，文化財指定・選定等）



準備が整った資産から順次推薦を決定

◆文化審議会世界文化遺産部会



世界遺産委員会へ推薦書（暫定版）提出 [毎年9月30日期限]
(※ 世界遺産センターによる形式審査)



◆文化審議会世界文化遺産部会

◆世界遺産条約関係省庁連絡会議

◆閣議了解



世界遺産委員会へ推薦書（正式版）提出 [毎年2月1日期限]



イコモス（国際記念物遺跡会議）（専門家で構成される国際非政府機関による審査

(※ 現地審査，イコモスパネル（11月末～12月初），中間報告（1月中）を含む約1年半の審査)



イコモスによる評価結果の勧告（例年5月）



世界遺産委員会（21か国からなる政府間委員会）で登録の可否を決定
[推薦翌年の6～7月]

〈 イコモスの評価及び世界遺産委員会の決議4区分 〉

- ① 記載 (Inscription) : 世界遺産一覧表に記載するもの。
- ② 情報照会 (Referral) : 追加情報の提出を求めた上で次回以降の審議に回すもの
- ③ 記載延期 (Deferral) : より綿密な調査や推薦書の本質的な改定が必要なもの。推薦書を再提出した後，約1年半をかけて再度イコモスの審査を受ける必要がある。
- ④ 不記載決議 (Decision not to inscribe) : 記載にふさわしくないもの。例外的な場合を除き再推薦は不可。